

商事保全事件の申立手数料

事件名	債権者数	債務者数	手数料	主観的併合の取扱い
基本	1	1	2,000円	債権者数×債務者数 ＝申立ての個数
職務執行停止・代行者選任	1	2(役員1、会社1)	2,000円	債務者(停止対象となる役員)が1名増えるごとに2000円を加える
地位を仮に定める仮処分	1	2(役員1、会社1)	2,000円(上段)	債務者(停止対象となる役員)が1名増えるごとに2000円を加える。 (上段は債務者に会社を含む場合、下段は債権者が会社の場合)
	1(会社)	1	2,000円(下段)	
取締役の違法行為差止	1(株主)	1(取締役)	2,000円	基本と同じ
計算書類等の閲覧・謄本交付	1(株主)	1(会社)	2,000円	債権者が1名増えるごとに2000円を加える
会計帳簿の閲覧・謄写	1	1	2,000円	債権者が1名増えるごとに2000円を加える (債権者が100分の3以上を有する株主の場合) 債権者複数で申立要件を満たす場合、当該複数の債権者で1件とする
株主名簿の閲覧・謄写	1(株主)	1(会社)	2,000円	債権者が1名増えるごとに2000円を加える
株主総会開催禁止及び決議禁止	1	1	2,000円	債権者が1名増えるごとに2000円を加える
議決権行使禁止・許容	1	1	2,000円	債務者が複数で会社を含む場合、会社の数は含めない
新株発行差止め	1	1(会社)	2,000円	債権者が1名増えるごとに2000円を加える
仮差押	1	1	2,000円	

※ 本表は、手数料を算定する際の参考とするものです。手数料は、個別の事案に応じて、裁判所が申立書を審査した上で判断します。事案によっては本表と手数料額が異なる場合もありますので、必要に応じて裁判所の指示に従ってください。